

東かがわ市告示第26号

東かがわ市低入札価格調査制度実施要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和7年3月18日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市低入札価格調査制度実施要綱の一部を改正する告示

東かがわ市低入札価格調査制度実施要綱（平成17年東かがわ市告示第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（調査基準価格の決定） 第4条 略 （1） 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費の額に<u>10分の6.8</u>を乗じて得た額の合算額とする。ただし、その額が予定価格に<u>10分の9.2</u>を乗じて得た額を超える場合にあっては<u>10分の9.2</u>を乗じて得た額とし、予定価格に<u>10分の7.5</u>を乗じて得た額に満たない場合にあっては、<u>10分の7.5</u>を乗じて得た額とする。 （2） 前号の規定にかかわらず、入札毎に<u>10分の7.5</u>から<u>10分の9.2</u>の範囲内で、適宜な割合を予定価格に乘じて得た額とすることができる。 2 略	（調査基準価格の決定） 第4条 低入札価格調査は、次の各号に掲げる方法により算出した調査基準価格を下回る価格で入札をした者があった場合に行うものとする。 （1） 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費の額に<u>10分の5.5</u>を乗じて得た額の合算額とする。ただし、その額が予定価格に<u>10分の9</u>を乗じて得た額を超える場合にあっては<u>10分の9</u>を乗じて得た額とし、予定価格に<u>10分の7</u>を乗じて得た額に満たない場合にあっては、<u>10分の7</u>を乗じて得た額とする。 （2） 前号の規定にかかわらず、入札毎に<u>10分の7</u>から<u>10分の9</u>の範囲内で、適宜な割合を予定価格に乘じて得た額とすることができる。 2 略

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。